

## 質問回答

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答
			頁	章・項・目等の記号						
1	事業者募集要項	特定公園施設の設置	33	第3章	1.	(1)	2)	②	特定公園施設の設置が可能な区域として、対象施設＝新沢千塚古墳群公園、と限定的に記載されていますが、檀原市新沢千塚古墳群公園拠点施設の地下駐車場(既設)などを機械化することによって、利用者の利便性向上を図ろうとした場合、それを特定公園施設の提案として見なしていただくことが可能でしょうか？	管理運営の基準、別紙6(1)駐車場、警備業務に「檀原市新沢千塚公園拠点施設地下駐車場及び歴史に憩う檀原市博物館共用駐車場を兼ねて1ポスト」としており、この業務の代替であれば特定公園施設の提案とは見なしません。
2	事業者募集要項	公募対象公園施設の原状回復義務	41	第3章	2.	(1)	2)	⑦	応募事業者(認定計画提出者)が整備および管理・運営する公募対象公園施設が、その認定期間を通じて、施設利用者や市にとって有益な施設となった場合、原状回復の必要がないと認めていただき、市に無償譲渡できる可能性や選択肢がないでしょうか？	引き続き同様の形態により営業を継続できる場合など、条件等が合う場合は原状回復の必要がないと認める場合がありますが、事業者募集要項、第3章、2、(1)、2)、⑦原状回復義務に記載の通り原状回復を原則とします。(現地説明会における質疑回答No.1参照)
3	管理運営の基準	業務分担	7	第二章	4.				現状、新沢千塚古墳群公園の南群エリアにおいて、倒木が園路(通路)を塞いでしまっている箇所や、スズメバチの危険に伴う通行止め箇所が見受けられますが、2022年3月31日までに、市の方で対応・復旧していただける、という認識でよろしいでしょうか？	今年度(R3年度)発生した事案については市で対応します。(対応が翌年度になったとしても発生時点、発見時点の年度において対応者を決定します。) 来年度(R4年度)以降発生した事案については、指定管理者において対応・復旧してください。
4	管理運営の基準	職員の配置	13 15	第三章	1. 2.	(7) (1)			利用受付や温浴施設等において、それぞれの職員配置数は、応募事業者が適切と考える配置数でよろしいでしょうか？	管理運営の基準等を満たしたうえで、本公募応募者の提案事項となります。
5	管理運営の基準	飲食・物販事業	28	第六章	3.				喫茶コーナーの運営について、現状から抜本的に変更・提案してもよろしいでしょうか？	現喫茶コーナーの設備・備品等を活用し、管理運営の基準等を満たしたうえで、本公募応募者の提案事項となります。
6	管理運営の基準	飲食・物販事業	28	第六章	3.				既設の自動販売機について、現状のベンダーとの契約を継続しなければならないのでしょうか？	管理運営の基準等を満たしたうえで、本公募応募者の提案事項となります。 なお、現目的外使用許可は地域団体等と会計年度毎に更新しており、指定管理者と現使用者の協議による継続使用を妨げるものではありません。

No	資料名等	項目	該当箇所					質問	回答	
			頁	章・項・目等の記号						
7	管理運営の基準	飲食・物販事業	28	第六章	3.				檀原市新沢千塚公園拠点施設の屋上を活用した飲食事業を考えた場合、火気の取扱いに制限や留意すべき事項がありますでしょうか？	関係法令、本件施設の設置目的、地域への配慮等にご留意ください。
8	資料編	別紙3 収支の状況							檀原市新沢千塚公園拠点施設の直近3ヶ年の収支状況を示していただけていますが、檀原市新沢千塚公園拠点施設および新沢千塚古墳群公園について、「設備関連費」・「光熱水費」・「諸経費」の内訳・明細をお示ください。 また、現状において、市から委託されている運営業務、維持管理業務について、その委託先・委託金額の内訳・明細をお示ください。	回答書別添資料①-1、①-2のとおりです。
9	資料編	別紙6 本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準							警備業務の対象となっている檀原市新沢千塚公園拠点施設地下駐車場及び歴史に憩う檀原市博物館共用駐車場の機械化を検討するために、それらの地下駐車場及び共用駐車場の図面(寸法入り図面、可能であればCAD図面)を開示していただけないでしょうか？	回答書別添資料②のとおりです。
10	資料編	別紙9 貸与備品一覧							トレーニング機器や更衣ロッカーなど、指定期間(15年間)の間に入替・更新が必要になると考えられる備品について、その入替・更新および撤去・廃棄に要する費用は、市の方で負担していただける、という認識でよろしいでしょうか？	貸与備品の管理及び費用負担については、管理運営の基準、第四章3.(1)のとおり、原則として指定管理者の負担となります。 但し、大規模な備品の更新については、本市と指定管理者の協議によります。
11	様式集	様式Ⅱ-③ 事業計画書							上段の「事業計画書」という標題の右横の「( 年度)」の部分は、記入不要と考えてもよろしいでしょうか？ また、「団体名」・「代表者氏名」・「設立年月日」・「所在地」・「電話番号」・「FAX番号」・「主たる業務の内容」・「従業員数(総人数)」の欄は、代表団体のみが記載すれば良い、という認識でよろしいでしょうか？	「事業計画書」の標題の「( 年度)」には、本事業に係る指定期間(令和4～18年度)をご記入ください。 「事業計画書」の「団体名」から「従業員数」までの項目については、お見込みのとおりです。